

労務管理セミナーを開催します

■問い合わせ 水俣・芦北地域雇用創造協議会
☎82-5572

水俣・芦北地域の経営者や労務管理担当者、起業予定者などを対象に労務管理セミナーを開催します。労務管理について「いまさら聞けない」といったものなど基礎的な内容から説明します。基礎知識の習得や再確認にぜひご参加ください。

日 時 3月14日(水) 午後2時～午後4時
場 所 水俣市総合もやい直しセンター
「もやい館」3階会議室

内 容 「職場の人事労務の基本」
講師：下城 誠 氏(下城社会保険労務士事務所・特定社会保険労務士)

定 員 20人(先着順)
申込方法 ホームページもしくは電話
締 切 日 3月12日(月)
ホームページ <http://www.mina-ashi-koyo.jp/>

熊本県知事選挙は3月25日です

■問い合わせ 町選挙管理委員会事務局
☎78-3111(内213・215)

現熊本県知事の任期満了に伴い、3月25日に熊本県知事選挙が行われます。

投票時間 午前7時～午後8時
※入場券は3月10日以降に郵送で配布予定

期日前投票・不在者投票について

期 間 3月9日(金)～24日(土)
時 間 午前8時30分～午後8時
場 所 役場1階和室

各種障害者手当をご利用ください

■問い合わせ 住民課福祉班
☎78-3113(内117)

この制度は住宅生活において介護を必要とする重度の障がい者に対して支給される手当です。手当には次の3種類があります。

手当名称	内容	手当額(月額)	受給(申請)ができない人
障害児福祉手当	20歳未満で身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする児童に対して支給される手当	14,280円	①施設などに入所している人 ②当該障害を支給理由とする年金を受給している人
特別障害者手当	20歳以上で身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする人に対して支給される手当	26,260円	①病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している人 ②施設などに入所している人
特別児童扶養手当	20歳未満で身体または知的・精神に障がいがあり、法令に定められた障害等級に該当する障がい児の父母または養育者に対して支給される手当	1級 50,400円 2級 33,570円	①障がい児が施設などに入所し監護・教養していない場合 ②障がい児が当該障害を支給事由とする年金を受給している場合

※いずれの手当も所得による支給制限があります。また、障がい程度の認定は原則として診断書により審査することとなります。

今月の表紙

津奈木町老人クラブ連合会

津奈木保育園のお遊戯会で「いもがらほくと」を披露する津奈木町老人クラブ連合会。本番前の楽屋を訪ねると元気いっぱい、とても楽しそうにリハーサルを重ねていました。



右の方から金一封をご寄附いただきました。ご意思に添い有効に活用させていただきます。また、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

◆香典返し

地区名 喪主・届出人(故人)
小津奈木 石田 重治(ミドリ)
内 野 坂本 ハルモ(英)

社会福祉協議会へ
津奈木町へ
◆一般寄附
水俣市 (株吉永商会)

「寄附・」芳志お礼

(敬称略)